



治療を受けてから数カ月たった
てしまいました。が、これから
でも労災保険へ請求すること
ができるでしょうか？

A 労災保険制度で
は、労働者が業務中
または通勤途中に災害に遭い

Q 仕事にケガをし
て、健康保険証を使
って受診してしまいました。
す、その労働災害によって
負傷、または病
気にかかった場
合には、労働者
の請求に基づ
き、治療費の給
付などを行って
います。

健康保険は、
労災保険で給付
できる場合は給
付の対象外とな
りますので、こ

仕事でのケガで健康保険証を使って 受診。どうしたらよいでしょう

質問のケースは、いったんか
かった医療費を健康保険に返
納したうえで、労災保険に請
求することになります。

まずは、加入されている協
会健保または健康保険組合へ
労働災害であったことを報告
し、医療費返納の通知と納付
書が届いたら金融機関で納入
してください。

次に、療養補償給付たる療
養の費用請求書（業務災害で
あれば様式7号〈1〉、通勤
災害であれば様式16号の5

（1）に所定事項を記載し
たうえ、事業主と診療した担
当医師の証明を受け、医療費
返納金の領収書と病院の窓口
に支払った窓口一部負担金の
領収書を添えて、事業場の所
轄の労働基準監督署へ提出
し、ご自身が負担した治療費
の費用を請求してください。
なお、受診した当月中など
早い期間であれば、医療費の
返納を伴わず、病院で健康保
険から労災保険への切り替え
ができる場合がありますので、
受診した病院に確認して
ください。

鳥取労働局労働基準部労災補償課

電話0857(29)1706

まるごと生活情報

インフォメーション